

## 令和6年2月農業委員会総会議事録

日 時 令和6年2月29日（水曜日） 議事開始 午前8時55分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 稲田 優 竹下 助範 山下 正成 森永 良仁  
新原 正次 岩屋 美智子 田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 増田 賢造 津口 えりこ 坂元 清美  
下原 小枝子 山野 真澄 杉元 義男 中津 ゆみ子  
土器 三紀夫 中津 富夫 山口 長徳 鶴田 幸一  
園田 義保 吐師 伸次郎

### 欠席委員

【農業委員】 栗下 章二 前原 幸太郎

【推進委員】 宮田 吉人 米倉 千春 吉田 尚美 上村 ゆかり

### 事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主査	宮原 直子	農地調整係主任主事	馬越脇 浩
農地調整係主事	佐藤 純大		

議 題

- 報告第18号 農地等の合意解約について
- 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第57号 農用地利用集積計画について
- 議案第58号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第59号 非農地証明願いについて
- 議案第60号 非農地判断について
- 議案第61号 農業振興地域整備計画変更の協議について

○事務局長　それではただいまから令和6年2月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。

ご着席ください。

○稲田議長　【あいさつ・・・】

次に委員の出席状況を報告いたします。栗下委員、前原委員、宮田委員、米倉委員、吉田委員、上村委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告します。よってただ今の出席者は、農業委員8名、農地利用最適化推進委員13名で定足数に達しております。

これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に岩屋委員と田上委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第18号及び議案第56号から議案第61号までを一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をお願いします。

○事務局長　（議案朗読）

○稲田議長　議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第18号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは報告第18号「農地等の合意解約について」ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は23件です。2ページをご覧ください。令和6年2月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

整理番号2番は、耕作に不便なため解約するものです。

次の3ページです。整理番号21番及び22番は、経営規模を縮小するため解約するものです。

以上、ご報告いたします。

○稲田議長　説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

（なしと言う者多数あり）

○稲田議長　質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局　案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。4ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転10件、権利の設定1件、計11件となります。申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いたします。

5ページになります。整理番号1番、田1筆、806㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、鶴田委員の掘り起こしです。

整理番号2番、田1筆、2,254㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、こちらも鶴田委員の掘り起こしです。

整理番号3番、次の6ページまでになります。畑2筆、504㎡の贈与です。

整理番号4番、田2筆、2,452㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、鶴田委員の掘り起こしです。

次の7ページになります。整理番号5番、畑1筆、416㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、次の8ページまでになります。畑3筆、569㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番、畑1筆、1,606㎡の交換です。備考欄のとおり農用地利用集積計画の整理番号9番との交換です。

整理番号8番、畑1筆、758㎡の贈与です。

整理番号9番、次の9ページまでになります。田1筆、776㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号10番、畑3筆、1,166.68㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして10ページ、権利の設定になります。整理番号1番は、取り下げとなります。

整理番号2番、田1筆、4,097㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、竹下委員の掘り起こしで、また、相続人からの申し出によるものです。

以上、所有権移転10件、権利の設定1件、計11件です。ご審議方、よろしくお願ひします。

○稲田議長 事務局の説明が終わりました。議案第56号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転、整理番号1番の土地及び、申請人「受人」の報告を鶴田委員にお願いします。

○鶴田委員 整理番号1番について、報告いたします。申請地の状況は、〇〇自治会内にあり、基盤整備はされており、圃場は長方形でした。周囲は、水田がほとんどです。また、接道は整備がされており、日照も良好な場所でした。

続きまして、受人の営農状況は、稲作主体の専業農家で、後継者もいらっしゃいます。地域との調和については、営農も一生懸命にとりくまれており、所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断いたしました。皆様方のご審議方をお願いいたします。

○稲田議長 引き続き、整理番号2番の土地及び、申請人「受人」の報告を鶴田委員にお願いします。

○鶴田委員 整理番号2番の農地について報告します。申請地は、〇〇自治会内にあり、基盤整備がされており、周囲は水田地帯です。接道も良好で、日照、用排水も良好です。

受人の営農状況は、稲作主体の専業農家で、後継者もいらっしゃいます。地域との調和については、営農も一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いており、適切と判断しました。皆様のご審議方お願いいたします。

○稲田議長 次に、整理番号3番の土地及び、申請人「受人」の報告を下原委員に願

いします。

○下原委員 整理番号3番の受人と農地についてご報告いたします。申請地は、〇〇自治会内にあつて、公民館の東側にあります。基盤整備がされていない、四角形の農地です。日照、接道、排水は問題ありませんが、用水が悪いです。この農地は、少し湿田ですが、今は露地野菜が作付けされています。

受人の営農状況は、兼業農家です。受人と渡し人との関係は兄弟です。後継者もいます。また、営農も一生懸命され、問題ないと判断いたします。皆様のご審議方をお願いいたします。

○稲田議長 次に、整理番号4番の土地及び、申請人「受人」の報告を鶴田委員にお願いいたします。

○鶴田委員 整理番号4番について報告いたします。申請地の状況は、〇〇自治会内にあり、基盤整備がされており、圃場は長方形でした。周囲は、住宅が3軒位点在していますが、圃場の周りは水田がほとんどで、日照及び接道は整備され、良好な場所でした。

続きまして受人の営農状況は、稲作主体の専業農家で、後継者もいらっしゃいます。取得後の利用状況は、水稻の栽培であります。地域との調和については、近隣の圃場所有者に対して協力をしていくとの事でした。皆様方のご審議方をお願いいたします。

○稲田議長 次に、整理番号5番の土地及び、申請人「受人」の報告を中津ゆみ子委員にお願いいたします。

○中津ゆみ子委員 整理番号5番の農地について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済で、周辺一帯は、宅地と畑が混在した場所です。日照、接道、用排水は良好です。

続いて、受人について報告します。受人は、〇〇自治会内にいらっしゃいます。営農状況は、専業です。後継者はいて、取得後の利用状況は、果実を作付けされる予定です。所有農地の畔の管理は良好で、地域との調和について問題ないと判断いたしました。皆様の審議方よろしく申し上げます。

○稲田議長 次に、整理番号6番の土地を中津ゆみ子委員に、申請人「受人」の報告を園田委員にお願いいたします。

まずは、中津ゆみ子委員にお願いいたします。

○中津ゆみ子委員 整理番号6番の農地3筆について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済で周辺一帯は宅地と畑が混在した場所です。日照、接道、排水は良好です。以上、報告します。

○稲田議長 次に、園田委員にお願いいたします。

○園田委員 整理番号6番の受人について報告します。受人は〇〇自治会内に在住して、市内の会社に勤めていますので兼業農家です。受人の営農状況は、兼業としましたが、後継者もいまして、昨年法人を設立され、50haの営農規模があります。取得後は、畑地として利用していきたいとの事です。所有農地の畦畔の管理、地域との調和等良好でございます。以上、報告いたします。皆様のご判断をよろしく申し上げます。

○稲田議長 引き続き、整理番号7番の土地及び、申請人「受人」の報告を園田委員に

お願いします。

○園田委員　それでは、整理番号7番について報告いたします。農地は、受人の屋敷の前にあります。現在40a位の畑があり、この16aの畑が取得出来れば、広い畑地となる条件になって、話がまとまったとの事でした。この圃場は、栗が植えてありますが、ここ2年くらいは管理がされていませんでした。

受人は、勤めていた会社からの要請で、10年くらい県外に居住していましたが、定年を機に、自宅で趣味の園芸などをされているようでございます。取得後は、条件の悪いこの畑に元に戻すため重機の導入が必要だろうと考えているようです。広い畑になるので、管理はしやすくなるとの事なので、遊休化しないよう管理をしていきたいとの事でした。皆様の判断をよろしくお願いします。

○稲田議長　次に、整理番号8番の土地及び、申請人「受人」の報告を吐師委員にお願いします。

○吐師委員　それでは、整理番号8番について報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておりませんが、農地の形状は四角形で良い状態でした。申請農地の周辺は、北側に住宅があり、南側、東側、西側は水田です。日照、接道、用排水も良好でした。現在の作付けは、何も作付けされていませんでした。

受人について報告いたします。受人は、〇〇自治会に居住しています。営農状況は、自動車整備工場と農業をされています。渡人との関係は、親子になります。後継者は、まだ小さい子供ですがいるとの事でした。取得後は、今までどおり水田として利用するとの事でした。また、地域との調和も良好だと判断します。皆様方のご審議方よろしく申し上げます。

○稲田議長　次に、整理番号9番の土地及び、申請人「受人」の報告を事務局にお願いします。

○事務局　整理番号9番の農地について、前原委員に代わって報告します。申請農地の場所は、〇〇自治会内にあり、基盤整備はされていません。農地の形状は、細長く悪いと思われます。申請農地の周辺は水田で、西側は牧場であり、日照、接道、用排水は良好です。申請農地の作付け状況ですが、イタリアングラスの飼料作物でした。申請農地は、受人の牧場に接しておりまして、耕作するには容易であると判断しております。皆様のご審議方お願いいたします。

続きまして、受人の調査報告を宮田委員に代わって報告します。受人は、〇〇自治会に居住しております。営農状況は、稲作と肉用牛を180頭飼養している専業農家です。現在では、まだ後継者はいません。農地の取得後は、田として水稻を栽培予定です。所有農地の管理は良好であり、地域との調和も良好であるようです。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

○稲田議長　次に、整理番号10番の土地及び、申請人「受人」の報告を事務局にお願いします。

○事務局　整理番号10番について、宮田委員に代わって報告します。まず農地ですが、申請農地の場所は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は、されておりません。農地は細

長く悪い形状です。申請農地周辺は、宅地に囲まれています。日照、接道、用排水は良好です。申請農地の作付け状況ですが、露地野菜でしたが、一部のハウス設置の農地には、農業用資材等がおかれていましたけど、田植え後には整理し、その後畑として活用することでした。

続きまして、受人の報告です。受人は、〇〇自治会に居住しております。営農状況は、稲作主体の専業農家で、後継者はおられません。農地取得後は、畑として利用するとの事です。所有農地の管理は、良好であり、地域との調和も良好であります。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

○稲田議長 次に、権利の設定、整理番号2番の土地及び、申請人「受人」の報告を竹下会長代理に申し上げます。

○竹下会長代理 それでは、権利設定の整理番号2番について説明します。農地は、〇〇自治会内にございます。農地の形状は、広いですが、少し変形な部分があります。申請地周辺一帯は、北側に〇〇川がありまして、南側が水田と山林です。日照、接道、用排水は、問題ありません。申請農地の作付け状況ですが、遊休化していきまして、毎年、遊休農地調査をしているところです。今度、開墾して営農をしていくとの事でした。

受人に関してでございますが、〇〇自治会に居住しています。営農状況につきましては、会社勤めをしながらの兼業農家になります。先々は、農業一本でやっていく考えでございました。渡人との関係は、同じ自治会内の知人であります。後継者は、現在のところありません。取得後は、果樹栽培を行う考えでございます。所有農地の畦畔の管理は良好です。地域との調和に関しても特に問題ありません。皆様方のご判断をよろしく申し上げます。

○稲田議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

○事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。

農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆さまから事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など、問題はないということでございます。

従いまして、計11件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

○稲田議長 ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより、議案第56号の審議に入ります。

所有権移転、整理番号9番の譲渡人は、増田委員であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき増田委員の退席を求めて審議します。増田委員の退席をお願いします。

(増田委員退席)

○稲田議長 それでは、整理番号9番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号9番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。増田委員の退席を解きます。

(増田委員着席)

○稲田議長 それでは、所有権移転、整理番号9番を除く議案第56号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。所有権移転、整理番号9番を除く議案第56号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第57号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは議案第57号「農用地利用集積計画について」説明します。

今月の計画件数は、所有権移転10件となっております。申出人の住所、氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。また、法人の場合は、年齢が空欄となります。

12ページです。整理番号1番、田1筆、951㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田3筆、1,981㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、畑1筆、1,506㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘り起こしです。

整理番号4番、畑1筆、2,474㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘り起こしです。

整理番号5番、畑1筆、856㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。岩屋委員の掘り起こしです。

整理番号6番、畑2筆、2,098㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。岩屋委員の掘り起こしです。

整理番号7番、田2筆、3,680㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。下原委員の掘り起こしです。

整理番号8番、田2筆、3,680㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。下原委員の掘り起こしです。7番と8番につきましては、公社の売買事業の即売りタイプを利用し3月に公社が譲渡人から買い上げ、4月に譲受人に売り渡すものです。

整理番号9番、田1筆、1,156㎡の交換です。農地法3条所有権移転、整理番号7番との交換です。

整理番号10番、畑1筆、490㎡の売買です。価格は〇〇円です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願いいたします。

○稲田議長　ただいま、事務局の説明が終わりました。ここで、このまま休憩します。

(休憩)

○稲田議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第57号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第57号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第57号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に議案第58号「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局　議案第58号「農用地利用集積等促進計画について」説明します。

17ページをご覧ください。今月の計画件数は53件です。申出人の住所、氏名、借賃、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。

それでは18ページをご覧ください。整理番号1番、田9筆、畑4筆、計13筆、9,082㎡の賃貸借です。

整理番号2番、畑2筆、2,675㎡の賃貸借です。

整理番号3番、畑2筆、4,363㎡の賃貸借です。

整理番号4番、田1筆、畑1筆、計2筆、1,665㎡の使用貸借です。

整理番号5番、畑1筆、996㎡の賃貸借です。

整理番号6番、18ページから19ページになります。畑1筆、898㎡の賃貸借です。

整理番号7番、田21筆、35,032㎡の賃貸借です。

整理番号8番、19ページから20ページになります。田20筆、11,875㎡の賃貸借です。

整理番号9番、田1筆、887㎡の賃貸借です。

整理番号10番、田1筆、1,489㎡の使用貸借です。

整理番号11番、畑1筆、964㎡の賃貸借です。

整理番号12番、畑1筆、1,260㎡の賃貸借です。

整理番号13番、畑1筆、313㎡の賃貸借です。

整理番号14番、20ページから21ページになります。田3筆、1,172㎡の賃貸借です。山口委員の掘り起こしです。

整理番号15番、田1筆、796㎡の賃貸借です。山口委員の掘り起こしです。  
整理番号16番、田1筆、982㎡の賃貸借です。山口委員の掘り起こしです。  
整理番号17番、田2筆、1,310㎡の賃貸借です。山口委員の掘り起こしです。  
整理番号18番、田1筆、1,341㎡の賃貸借です。  
整理番号19番、田2筆、1,119㎡の賃貸借です。  
整理番号20番、畑1筆、2,182㎡の賃貸借です。  
整理番号21番、田1筆、1,507㎡の賃貸借です。  
整理番号22番、畑1筆、565㎡の使用貸借です。  
整理番号23番、田4筆、3,666㎡の賃貸借です。  
整理番号24番、田1筆、996㎡の賃貸借です。  
整理番号25番、21ページから22ページになります。田1筆、2,410㎡の賃貸借です。

整理番号26番、畑2筆、田19筆、計21筆、17,710㎡の賃貸借です。  
整理番号27番、田1筆、2,171㎡の賃貸借です。  
整理番号28番、田1筆、1,088㎡の賃貸借です。  
23ページになります。整理番号29番、田4筆、2,220㎡の賃貸借です。  
整理番号30番、田1筆、2,056㎡の賃貸借です。  
整理番号31番、田2筆、3,107㎡の賃貸借です。  
整理番号32番、田4筆、4,048㎡の賃貸借です。  
整理番号33番、田3筆、1,951㎡の賃貸借です。  
整理番号34番、田3筆、2,439㎡の賃貸借です。  
整理番号35番、田2筆、1,616㎡の賃貸借です。  
整理番号36番、23ページから24ページになります。田5筆、8,058㎡の賃貸借です。

整理番号37番、畑2筆、1,934㎡の賃貸借です。  
整理番号38番、田2筆、1,202㎡の賃貸借です。  
整理番号39番、畑1筆、1,097㎡の賃貸借です。  
整理番号40番、田6筆、2,779㎡の使用貸借です。  
整理番号41番、田2筆、4,296㎡の賃貸借です。  
整理番号42番、田4筆、4,036㎡の賃貸借です。  
24ページから25ページになります。整理番号43番、田7筆、4,820㎡の賃貸借です。

整理番号44番、田1筆、1,425㎡の賃貸借です。  
整理番号45番、畑1筆、2,148㎡の賃貸借です。  
整理番号46番、田3筆、2,384㎡の賃貸借です。  
整理番号47番、田3筆、9,800㎡の使用貸借です。  
整理番号48番、田1筆、919㎡の賃貸借です。  
整理番号49番、田1筆、4,573㎡の賃貸借です。

整理番号50番、田2筆、3, 427㎡の賃貸借です。

整理番号51番、25ページから26ページになります。田2筆、2, 056㎡の賃貸借です。

整理番号52番、田1筆、1, 856㎡の使用貸借です。

整理番号53番、田9筆、6, 164㎡の賃貸借です。

以上、本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること及び農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

○稲田議長　ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第58号の審議に入ります。

整理番号48番の貸付先は、鶴田委員であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき鶴田委員の退席を求めて審議します。鶴田委員の退席をお願いします。

(鶴田委員退席)

○稲田議長　それでは、整理番号48番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号48番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。鶴田委員の退席を解きます。

(鶴田委員着席)

○稲田議長　それでは、整理番号48番を除く議案第58号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

○吐師委員　議長。

○稲田議長　吐師委員。

○吐師委員　整理番号46番と53番の貸付先の営農状況ですが、農機具等を持っていないという事で、もしかしたら耕作が出来ない方かもしれません。この辺の確認は、されているのでしょうか。

○森永委員　議長。

○稲田議長　森永委員。

○森永委員　今、吐師委員から言われたことは、過去に農機具を売られていましたが、その後、新たに買われて、現在所有されています。

○稲田議長　他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号48番を除く議案第58号は、原案のとおり承認すること

に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長 全員賛成と認めます。よって議案第58号は、お諮りのとおり決定します。また原案のとおり宮崎県農業振興公社に農用地利用促進計画の作成を要請いたします。

ここで、しばらく休憩をします。10時00分に再開します。

(休憩)

○稲田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第59号「非農地証明願いについて」と、議案第60号「非農地判断について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第59号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。

27ページをお開きください。今月の証明願い件数は5件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

28ページをお開きください。整理番号1番、場所が大字〇〇、畑2筆、996㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田2筆、883㎡です。申請理由は原野です。

整理番号3番、28から29ページです。場所が大字〇〇、畑1筆、5,411㎡です。申請理由は原野です。

整理番号4番、場所が大字〇〇、畑1筆、3,049㎡のうち災害で崩れた529㎡を保安林指定するために申請するものです。

整理番号5番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,514㎡です。こちらも保安林指定のため申請するものです。

30ページの議案第60号「非農地判断について」ご説明いたします。今月の非農地判断件数は7件です。

31ページをご覧ください。整理番号1番から7番までは場所が隣接しておりますので、一括して説明致します。

場所が大字〇〇、畑7筆、6,047㎡です。現況が原野となります。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

○稲田議長 事務局の説明が終わりました。議案第59号と60号については、2月28日に、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員長から報告をお願いします。

○田中第2小委員長 それでは、第2小委員会の報告を行います。

会長から招集を受けまして、2月28日に、委員7名、事務局3名の計10名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、非農地証明願い5件、非農地判断7件でございます。それでは、議案ごとにご説明いたします。

非農地証明願いの整理番号1番についてご説明します。申請地区は、〇〇地区でございます。現況は、山林となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地証明願いの整理番号2番についてご説明します。申請地区は、〇〇地区でございます。現況は、原野となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地証明願いの整理番号3番についてご説明します。申請地区は、〇〇地区でございます。現況は、原野となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地証明願いの整理番号4番についてご説明します。申請地区は、〇〇地区でございます。現況は、保安林となります。令和2年の自然災害で崩れた場所であり、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地証明願いの整理番号5番についてご説明します。申請地区は、〇〇地区でございます。現況は、保安林となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地判断の整理番号1から7番は、隣接しているため一括して説明します。こちらは、市の公用車では行くことが出来ませんでしたので、事務局が用意した航空写真や現況写真を見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。

以上、第2小委員会は、慎重、審議しました結果、非農地証明願い5件、非農地判断7件について、非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わります。

○稲田議長　続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

○事務局　判断根拠をご説明いたします。

非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。

また、非農地判断につきましては市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。

よりまして、今月の議案第59号から第60号の計12件につきましては、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

○稲田議長　ただいま、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。

これより審議に入ります。議案第59号と議案第60号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第59号と議案第60号に対する第2小委員長の判断は、許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。

お諮りいたします。議案第59号と議案第60号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長 全員賛成と認めます。議案第59号と議案第60号は、お諮りのとおり決定いたします。

次に、議案第61号「農業振興地域整備計画変更の協議について」を議題といたします。畜産農政課から説明をお願いします。

○畜産農政課 議案第61号について説明させていただきます。

議案第61号については、農業振興地域整備計画の編入、除外案件となっております。令和5年7月から12月までに申請のあった編入8件、除外6件、計14件の案件となっております。詳しい内容については、担当者より説明させますので、ご審議をお願いいたします。

いつも大変お世話になっております。えびの市畜産農政課で農業振興地域整備計画を担当しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第61号について、ご説明申し上げます。まず1ページをご覧ください。こちらは今回、変更する位置を示したえびの市全体の位置図となります。青色で示した部分が編入で、赤色で示した部分が除外になります。編入が8件、除外が6件となっております。案件ごとに地区と編入、除外理由を表記しています。

続いて、2ページをお開きください。2ページから5ページは編入、6ページは除外の筆ごとの一覧表になります。

編入合計面積については、85筆の66,619.49㎡になります。除外合計面積については、11筆の21,557㎡になります。詳細につきましては案件ごとに後ほどご説明いたします。

7ページをお開きください。それではまず、編入から概略をご説明いたします。案件1番から8番までは基盤整備事業に伴う編入であるため、一括して概略を説明いたします。

案件1番です。変更理由としては、県営農地中間管理機構関連農地整備事業の対象地とするため編入するものです。

10ページをお開きください。案件2番、変更理由としては農業競争力強化農地整備事業の対象地となるため編入するものです。

13ページをお開きください。案件3番から案件8番までの変更理由としては県営畑地帯総合整備事業の対象地となるため編入するものです。

案件1番から案件8番までの補足を申し上げます。案件1番、〇〇地区の基盤整備事業につきましては、令和5年度に事業採択され、令和10年度に事業完了に向け、現在計画進行中であります。

案件2番、〇〇地区の基盤整備事業につきましては、令和7年度の事業採択に向け、地元委員とともに推進を図っております。

案件3番及び4番、〇〇地区及び〇〇地区の畑かんの基盤整備事業につきましては、令和6年度事業採択に向け、現在、事業申請と法手続きを行っております。

案件5番、〇〇1期地区の畑かんの基盤整備事業につきましては、令和10年度の事業完了に向け、現在、地区の一部を整備中であります。

案件6番、〇〇2期地区の畑かんの基盤整備事業につきましては、令和8年度の事業完了に向け、現在、基盤整備後の鳥獣侵入防止柵を設置中であります。

案件7番、〇〇3期地区の畑かんの基盤整備事業につきましては、令和15年度の事業完了に向け、現在、地区の一部で排水路工事と基盤整備工事を行っております。

案件8番、〇〇4期地区の畑かんの基盤整備事業につきましては、令和17年度の事業完了に向け、現在、基盤整備の実施設計を行っております。

以上、編入8件の説明を終わります。

48ページをお開きください。それでは、引き続き、除外案件6件の概略をご説明いたします。

案件9番、変更理由としては、重機等の駐車場及び資材置場設置として利用するため、除外するものです。当該地は、産業団地の残地の1筆で、令和5年度実施の全体見直しで除外をする予定でありましたが、既に重機等の駐車場及び資材置場設置として開発されている違反転用の農用地であったため、今回の個別見直しで除外を行うものであります。49ページから51ページは、現地写真、52ページは土地利用図です。隣接する農地への土砂等の流出は、土のう袋等を設置し、雨水等の処理は、北側に接している既存U字溝排水路へ流す計画です。申請者本人も違反であったことについては十分反省されており、始末書も提出されています。

53ページをお開きください。案件10番は、案件14番と関連しますので、一緒に説明させていただきます。案件10番、変更理由としては、当該地を植林のため除外するものです。54ページをご覧ください。54ページから55ページは現地の写真、56ページは土地の利用計画図です。当該地を申請者が購入し、作付けを計画していましたが、周辺が山林ということもあり、日照が悪く、鳥獣被害が多いことから、杉の植林を行う計画です。当該地の雨水等の排水処理は、地下浸透です。また豪雨の場合は、南側が低く緩い傾斜を活かし、南側の道路側溝に流下する計画であります。56ページをお開きください。植林面積は、15,734.41㎡で合計4,681本、1反あたり約300本の杉植林の計画であります。

65ページをお開きください。案件14番、変更理由としては、当該地を浄水施設設置のため除外するものです。66ページをお開きください。66ページは現地の写真です。今回、案件10番については、県との事前現地調査で防衛省が設置した浄水施設が確認され、違反転用ではないかとの指摘を受けました。当時の施設引渡書、土地所有者及び地元住民の聞き取りから、平成元年の防衛施設建設に伴う浄水施設と判明しました。施設建設は、開発許可不要となることから、当時の農振手続きの欠落が考えられるため、除外するものであります。浄水施設の利用は、設置から2年足らずで、その後、地区での利用はなく、今後の利用もないと地区代表から確認済みです。当該地の雨水等の排水処理は、案件10で説明したとおりです。

続いて57ページをお開きください。案件11番、変更理由としては、当該地に太陽光

発電を設置するため、除外するものです。58ページをご覧ください。58ページは現地の写真です。59ページから60ページは土地利用計画図となっております。当該地の申請者は高齢者であり、営農は所有者夫婦のみで、後継者もおらず、今後、耕作継続や農地の維持管理が困難になる可能性があることから土地を放置しておくより、土地を有効に利用したいと考えておられます。申請地付近に太陽光発電施設を設置している法人が土地を探していると聞き、土地売却を希望したところ法人と希望が一致したため、農業振興地域から除外して農地転用許可申請を行い、農地からの転用利用を行うべく変更申請に至った経緯です。当該地の雨水等の排水処理は、現状通りの自然浸透により排水し、余剰雨水発生時は隣接道路の側溝へと自然流下により排水される計画であります。

続いて61ページをお開きください。案件12番、変更理由としては、えびの市農業委員会が非農地として決定した土地を、除外するものです。62ページは現地の写真です。変更後は山林です。

続いて63ページをお開きください。案件13番、変更理由としては、こちらも、えびの市農業委員会が非農地として決定した土地を、除外するものです。64ページは現地の写真です。変更後は原野です。

以上、編入8件及び除外6件です。なお、除外案件9番から11番及び14番の案件については、農業委員会に農地転用の許可見込みについて担当者との確認済みです。また、全ての案件について県と事前の協議、または現地調査により確認が済んでおります。

皆様方のご審議方、よろしくお願ひします。

○稲田議長　　ただいま、畜産農政課より説明がありました。

これより議案第61号の審議に入ります。案件8番の番号29番の土地所有者は、吐師委員であります。よって農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき吐師上委員の退席を求めて審議します。吐師委員の退席をお願いします。

(吐師委員退席)

○稲田議長　　それでは、案件8番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。案件8番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長　　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。吐師委員の退席を解きます。

(吐師委員着席)

○稲田議長　　それでは、案件8番を除く、議案第61号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。案件8番を除く議案第61号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長 全員賛成と認めます。よって議案第61号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時30分